

## 消火器及び避難器具保守点検業務委託契約書

岩手県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、各県立病院及び附属地域診療センター等（以下「各病院等」という。）の整備する消火器及び避難器具に係る保守点検業務について、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、別紙「県立病院等消火器及び避難器具保守点検業務仕様書」に掲げる業務（以下、「保守業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託した。

第2 保守業務委託に係る保守料は、〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇円）とし、その内訳は、次のとおりとする。

（1）第1期 〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇円）

（2）第2期 〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額〇円）

第3 契約期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

第4 契約保証金は、〇円とする。

2 乙は、契約保証金をこの契約締結と同時に甲に納付するものとする。

3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく返還するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合

第4 契約保証金は、免除する。

第5 甲は、保守業務の実施に関し、関係職員をしてその作業に立ち合わせ又は必要な事項を指示することがある。

2 乙は、保守業務の実施に関し必要であると認めた場合は、甲の指示を受けるものとする。

第6 乙は、期ごとの保守業務が完了した都度、定められた様式により、消火器及び避難器具点検票を作成し、各病院等の防火管理者にそれぞれ3部提出しなければならない。

2 各病院等の防火管理者は、前項の規定による点検票の提出を受けた日から起算して10日以内に、当該点検票を審査し、保守業務の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。

3 各病院等の防火管理者は、保守業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させる措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

4 乙は、第5第2項及び前項の規定による指示に従って措置したときは、その結果を各病院等の防火管理者に報告するものとする。

第7 乙は、第6第2項の規定による検査に合格した場合は、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に、保守料を支払うものとする。

第8 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、保守料の支払を遅延した場合には、乙

に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき保守料につき年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

第 9 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により保守業務を欠いた場合は、遅延日数に応じ、契約金額から甲の検査に合格した完了部分があるときは、完了部分の契約金額相当額を控除した額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

第 10 保守業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。

第 11 甲は、乙が実施した保守業務の契約の内容に適合しないものがあるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、乙に対し、代価の減額を請求することができる。

3 前 2 項の規定は、甲の乙に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

第 12 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 第 5 若しくは第 11 第 1 項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

第 13 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により代価の支払を受けたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどし

ていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

第 14 第 12 又は第 13 の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙の納付した契約保証金は、甲に帰属するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合の例

第 14 乙は、第 12 又は第 13 の規定によってこの契約を解除されたときは、損害賠償として契約金額の 100 分の 5 に相当する額を甲に納付するものとする。

第 15 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

第 16 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。ただし、信用保証協会法(昭和 28 年法律第 196 号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和 25 年政令第 350 号)第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあつては、この限りではない。

2 乙は、第三者に債務の弁済を行わせないものとする。

第 17 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和8年〇月〇日

甲 岩手県  
代表者 県立病院等事業管理者  
医療局長 吉田 陽悦 印

〇〇市〇〇町〇番〇号

乙 〇〇株式会社  
代表者 代表取締役社長 〇〇  
〇〇市〇〇町〇番〇号  
上記代理人〇〇株式会社〇〇支店長〇〇 印